

【第 3 号議案】

令和 4 年度

静岡県国土利用計画審議会における
会議の書面開催に係る運用（案）について

静 岡 県

静岡県国土利用計画審議会における会議の書面開催に係る運用

(静岡県国土利用計画審議会 事務局)

1 趣旨

- 静岡県国土利用計画審議会の会議開催について、事務効率化の観点から、書面開催が可能となるよう運用・判断基準を定める。

2 対面・書面開催の判断基準**【判断基準】**

開催方法	国土利用計画			土地利用基本計画			
	計画書			計画書		計画図	
	策定	変更(重要)	変更(軽微)	変更(重要)	変更(軽微)	変更(重要)	変更(一般)
対面 (Web併用)	○	○※1		○※1		○※2	
書面			○		○		○

【対面開催とする場合の補足事項】

※1 **計画書** 他計画の変更に伴う軽微な追加・更新以外

※2 **計画図** 有識者による直接的な意見交換が必要と判断される重要案件
例) 大規模な地形の改変等により災害、環境、景観などの今後の
住民生活への影響が著しく懸念されるメガソーラーの整備

3 書面開催に係る運用

- 静岡県国土利用計画審議会条例第7条に規定のある会議は、2の判断基準を標準とし、会長判断により、書面開催できることとする。

4 適用

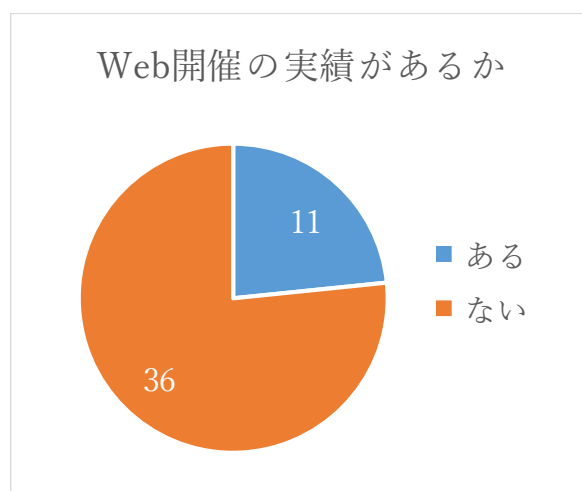
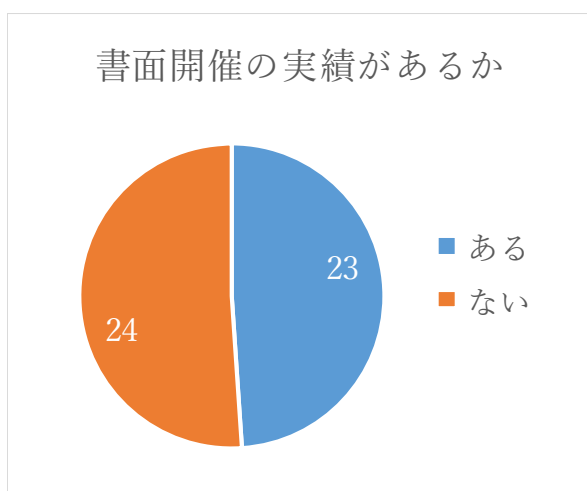
- この運用は、令和4年度の会議から適用する。

(参考1) 国土利用計画に係る運用指針（国土交通省）

事務効率化の観点から、土地利用基本計画の総合調整の機能に支障を来さない範囲で、一定の事項に関しては書面による議決…することも許容される。

(参考2) 土地利用基本計画に関するアンケート調査の結果（国土交通省）

直近5年間（2017年度から2021年度まで）の第38条審議会の開催実績について教えてください。



※Web・対面の併用開催もWeb開催に含む。